

○水戸市屋外広告物条例施行規則

平成22年 5月10日

水戸市規則第34号

改正 令和2年 3月26日規則第18号

令和4年 3月31日規則第33号

水戸市茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則(平成12年水戸市規則第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市屋外広告物条例(平成22年水戸市条例第5号。以下「条例」という。)

第40条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(表示面積の算出方法)

第2条 条例第8条第2項第5号に規定する球体、円柱体その他これらに類する形状のものの表示面積は、当該屋外広告物又は掲出物件の表面積から公衆に表示されない部分の面積を減じた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により難いと市長が認める場合における表示面積の算出方法は、市長が別に定める。

(条例第8条第2項第7号の規則で定める物件)

第3条 条例第8条第2項第7号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯灯
- (2) ベンチ
- (3) くず入れ
- (4) 吸い殻入れ
- (5) 花壇
- (6) フラワーポット

(許可の申請等)

第4条 条例第8条第3項、第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする日の30日前までに、屋外広告物表示等許可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の位置図
- (2) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況が分かるカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したものに限り。)
- (3) 屋外広告物及び掲出物件の配置図
- (4) 屋外広告物及び掲出物件の表示面積、色彩及び意匠を明らかにする図面
- (5) 広告物管理者が第12条第1項に規定する要件(次条において「管理者要件」という。)に該当することを証する書面の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が条例に適合することを確認するため市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、現に条例第8条第3項、第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けて屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者で、引き続きこれらの規定による許可を受けて当該屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしようとするものは、現に受けている許可の期間が満了する日の14日前までに、屋外広告物表示等許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 屋外広告物等点検報告書（様式第2号）

(2) 前項各号に掲げる書類のうち、市長が指定する書類

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、屋外広告物表示等許可書（様式第3号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（氏名等の変更の届出）

第5条 許可広告物表示者又は広告物管理者は、その氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）若しくは電話番号又は管理者要件に変更があったときは、遅滞なく、氏名等変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 管理者要件に変更があった場合における前項の届出は、当該変更後の管理者要件を証する書面の写しを添えて行わなければならない。

（令2規則18・一部改正）

（変更又は改造の申請等）

第6条 条例第15条第1項（条例第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとする日の30日前までに、屋外広告物等変更（改造）許可申請書（様式第5号）に当該変更又は改造の内容を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、屋外広告物等変更（改造）許可書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（軽微な変更又は改造）

第7条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ又は構造に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕

(2) 自家広告物等である広告幕、立看板等又は広告旗の取替えであって、形状、大きさ又は構造に変更を加えないもの

(3) 常設の興行場が興行内容を表示する屋外広告物の取替えであって、形状、大きさ又は構造に変更を加えないもの

（許可の期間）

第8条 条例第18条の規則で定める期間は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件の区分に応じ、

当該各号に定める期間とする。

- (1) はり紙 1月以内
- (2) はり札等 1月以内
- (3) 広告旗 1年以内
- (4) 立看板等 1年以内
- (5) アドバルーン 1月以内
- (6) 横断幕 1月以内
- (7) アーチ 3年以内
- (8) 野立広告物 3年以内。ただし、つり下げ看板及び広告幕にあつては、1年以内とする。
- (9) 建築物等利用広告物 3年以内。ただし、つり下げ看板及び広告幕にあつては、1年以内とする。
- (10) 自動車に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件 3年以内
- (11) 電柱又は街灯柱に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件 1年以内
- (12) 消火栓又はバス停留所の標識に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件 1年以内
(許可証票等)

第9条 条例第19条に規定する許可の証票は、許可証票（様式第7号）とする。

- 2 許可証票は、屋外広告物又は掲出物件の見やすい箇所に貼り付けなければならない。
- 3 条例第19条ただし書の規定による許可の押印又は打刻は、許可印（様式第8号）によるものとする。
- 4 許可印を押印し、又は打刻することができる屋外広告物は、はり紙その他市長が認める屋外広告物とする。

（令2規則18・一部改正）

（広告景観整備地区における届出）

第10条 条例第20条第2項の規則で定める自家広告物等は、その事業所等及び敷地における表示面積の合計が1平方メートルを超え10平方メートル以下のものとする。ただし、条例第8条第3項の規定による許可を受けて表示し、又は設置する自家広告物等及び国又は地方公共団体がその事務所名を表示するための自家広告物等を除く。

- 2 条例第20条第2項の規定による届出は、自家広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、自家広告物表示等届出書（様式第9号）に第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（広告物管理者の要件等）

第11条 条例第23条の規則で定める要件は、条例第35条の2第1項若しくは第3項に規定する屋外広告物の登録を受け、又は条例第35条の11各号に該当する者であることとする。

- 2 条例第23条ただし書に規定する規則で定める屋外広告物又は掲出物件は、第8条第1号、第2号、

第5号及び第6号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

(令2規則18・一部改正)

(除却又は滅失の届出)

第12条 条例第24条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却(滅失)届出書(様式第10号)により行わなければならない。

(違反である旨の表示)

第13条 条例第28条の規定による条例に違反する旨の表示は、表示書(様式第11号)を当該屋外広告物又は掲出物件に貼り付けて行うものとする。

(令2規則18・一部改正)

(公示の場所等)

第14条 条例第31条第1項第1号の規則で定める場所は、水戸市公告式条例(昭和63年水戸市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)とする。

2 条例第31条第2項の規定による閲覧は、都市計画部都市計画課において保管屋外広告物等一覧簿(様式第12号)を閲覧させることにより行うものとする。

(保管した屋外広告物等の売却手続)

第15条 保管した屋外広告物又は掲出物件の売却は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)によるものとする。ただし、入札者がいないときその他入札によることが適当でないと認められるときは、随意契約によることができる。

2 市長は、一般競争入札により売却しようとするときは、その期日の前日から起算して7日前までに、次の各号に掲げる事項を掲示場に掲示しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日前までに短縮することができる。

(1) 屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2) 入札の日時、場所及び方法に関する事項

(3) 入札心得及び入札保証金に関する事項

(4) 契約条項を示す日時及び場所

(5) 契約保証金及び契約書作成に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、指名競争入札により売却しようとするときは、おおむね5人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をその期日の前日から起算して7日前までに通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日前までに短縮することができる。

4 市長は、随意契約により売却しようとするときは、なるべく3人以上のものから見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 1件当たり50,000円以下の契約をするとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。
(受領書)

第16条 条例第35条の規則で定める受領書は、受領書（様式第13号）とする。

（屋外広告業の登録の申請）

第17条 条例第35条の3第1項の申請書は、屋外広告業登録申請書（様式第14号）とする。

2 条例第35条の3第2項の誓約する書面は、誓約書（様式第15号）とする。

3 条例第35条の3第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、その者の住民票の写し又はこれに代わる書面（以下「住民票の写し等」という。）及び略歴書（様式第16号）
- (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し等及び略歴書
- (3) 登録申請者が未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない者に限る。）である場合にあつては、その法定代理人の前2号に掲げる書類
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し等及び当該業務主任者が条例第35条の11第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

（令2規則18・追加）

（屋外広告業者登録簿）

第18条 条例第35条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、様式第17号によるものとする。

（令2規則18・追加）

（登録又は登録の拒否の通知）

第19条 条例第35条の4第2項の規定による登録の通知は、屋外広告業登録通知書（様式第18号）により行うものとする。

2 条例第35条の5第2項の規定による登録の拒否の通知は、屋外広告業登録拒否通知書（様式第19号）により行うものとする。

（令2規則18・追加）

（変更の届出）

第20条 条例第35条の6第1項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付して、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第20号）により行うものとする。

- (1) 条例第35条の3第1項第1号に掲げる事項の変更 届出をする者の住民票の写し等（届出をする者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 条例第35条の3第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
届出をする者の登記事項証明書
- (3) 条例第35条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 当該変更に係る役員の住民票の写し等及び

略歴書

(4) 条例第35条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 第17条第3項第3号に掲げる書面

(5) 条例第35条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 第17条第3項第4号に掲げる書面

(令2規則18・追加)

(屋外広告業者登録簿の閲覧場所)

第21条 条例第35条の7の規定により屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供する場所は、都市計画部都市計画課とする。

(令2規則18・追加)

(廃業等の届出)

第22条 条例第35条の8第1項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第21号)により行うものとする。

(令2規則18・追加)

(講習会の開催等)

第23条 市長は、講習会(条例第35条の10第1項に規定する講習会をいう。以下同じ。)を開催しようとするときは、あらかじめ開催の時期、場所その他開催に必要な事項を公告するものとする。

2 講習会の講習科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 屋外広告物関連法令に関する事項

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(様式第22号)により市長に申し込まなければならない。

4 市長は、講習会を修了した者を講習会修了者台帳(様式第23号)に記載するものとする。

5 市長は、講習会を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書(様式第24号)を交付するものとする。

(令2規則18・追加)

(受講の一部免除)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その者の申請により前条第2項第3号に掲げる講習科目の受講を免除することができる。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 帆布製品製造の職種又は課程について、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

- 2 前項の規定により受講の免除を受けようとする者は、前条第3項の規定による申込みの際に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付し、又は提示しなければならない。
- 3 不正な手段により第1項の規定による受講の免除を受けた者については、前条第2項第1号及び第2号に掲げる講習科目は、受講しなかったものとみなす。

(令2規則18・追加)

(業務主任者としての資格の認定)

第25条 条例第35条の11第1項第5号の規定による認定は、同条第2項第2号に掲げる業務の責任者として通算5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間屋外広告物に関する法令に違反したことがない者について行うものとする。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(様式第25号)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請をした者が、第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、その者に業務主任者資格認定証(様式第26号)を交付するものとする。

(令2規則18・追加)

(標識の掲示等)

第26条 条例第35条の12の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票(様式第27号)(特例屋外広告業者(条例第35条の16第3項前段の規定による届出をし、条例第35条の2第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者をいう。以下同じ。))にあつては、特例屋外広告業者届出済票(様式第28号))により行うものとする。

2 条例第35条の12の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 登録番号(特例屋外広告業者にあつては、届出番号)
- (3) 登録年月日(特例屋外広告業者にあつては、届出年月日)
- (4) 営業所の名称
- (5) 業務主任者の氏名

(令2規則18・追加)

(帳簿の記載事項等)

第27条 条例第35条の13の規定により屋外広告業者が備える帳簿(以下「帳簿」という。)は、様式第29号によるものとする。

2 条例第35条の13の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 注文者(屋外広告業者に屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者をいう。)の商号、氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した屋外広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

(4) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

(5) 請負金額

3 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

4 帳簿（前項の規定により記録が行われたファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（令2規則18・追加）

（特例屋外広告業者に係る届出）

第28条 条例第35条の16第3項前段の規定による届出は、特例屋外広告業届出書（様式第30号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第23条第1項又は第3項の登録を受けたことを証する書面

(2) 条例第35条の11第1項の規定により営業所ごとに選任される業務主任者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であることを証する書類

2 市長は、前項の届出に関する事項について、条例第35条の16第4項の規定により特例屋外広告業者届出簿に記載したときは、その旨を当該届出をした者に対し、特例屋外広告業届出済通知書（様式第31号）により通知するものとする。

（令2規則18・追加）

（特例屋外広告業者に係る変更の届出）

第29条 条例第35条の16第3項後段の規定による変更の届出は、特例屋外広告業変更届出書（様式第32号）により行うものとする。この場合において、当該変更が本市の区域を営業区域とする営業所ごとに置かれる業務主任者の変更であるときは、前条第1項第2号に掲げる書面を添付しなければならない。

（令2規則18・追加）

（特例屋外広告業者に係る廃止の届出）

第30条 条例第35条の16第3項後段の規定による廃止の届出は、特例屋外広告業廃止届出書（様式第33号）により行うものとする。

（令2規則18・追加）

（特例屋外広告業者に係る届出簿等）

第31条 条例第35条の16第4項の規定による特例屋外広告業者届出簿は、様式第34号によるものとする。

る。

2 第21条の規定は、前項の特例屋外広告業者届出簿の閲覧について準用する。

3 条例第35条の16第4項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 条例第35条の3第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項

(2) 届出番号及び届出年月日

(令2規則18・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第32条 条例第35条の17第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿は、様式第35号によるものとする。

2 第21条の規定は、前項の屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

3 条例第35条の17第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号及び登録年月日（特例屋外広告業者にあっては、届出番号及び届出年月日）

(3) 処分の根拠となる条例の条項

(4) 処分の原因となった事実

(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(令2規則18・追加)

(身分証明書)

第33条 条例第37条第3項の証明書は、屋外広告物立入検査員身分証明書（様式第36号）とする。

(令2規則18・旧第17条繰下・一部改正)

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令2規則18・旧第18条繰下)

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則（令和2年3月26日規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正

を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

屋外広告物表示等許可申請書

										※受付	
水戸市長 様										年 月 日	
										住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電 話 番 号	
水戸市屋外広告物条例第8条第3項(第12条第1項・第16条第1項)の規定による屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。											
工事施工者		住 所 氏 名		電 話							
管 理 者		住 所 氏 名		電 話							
		屋外広告業の登録等				年 月 日 第 号					
屋外 広告物 (掲出物件) の概要	種 類				数 量						
	表 示 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			表 示 場 所		(用途地域名)				
	照明の有無	あり(内照式・外照式) ・ なし			表 示 場 所		(用途地域名)				
	光源の点滅	点滅あり ・ 点滅なし			表 示 場 所		(用途地域名)				
	表 示 内 容				色 彩						
	位 置	道路・鉄道の敷地境界からの距離(線路名 から) メートル			信号機からの距離		メートル				
		道路標識からの距離			メートル		メートル				
	野立広告物の相互間の距離(自家広告物等を除く。)			メートル		メートル					
規 格	高 さ	縦	横	面 数	数 量	表示面積の合計					
	メートル	メートル	メートル			平方メートル					
地 域 区 分		禁止地域(第 種禁止地域)			許可地域(第 種許可地域)						
同一敷地内における 既設の屋外広告物		数量			同一敷地内における表示面積の合計 平方メートル						
建築基準法 による工作 物確認	要・ 不要	確認済・ 申請中	道路法によ る占用許可	要・ 不要	許可済・ 申請中	その他法 令による 許可等	要・ 不要	法令名 []	許 可 等 済・申 請 中		
添付書類 1 位置図 2 現況写真 3 配置図(平面図) 4 表示面積、色彩及び意匠を明らかにした図面 5 管理者要件を証する書面の写し 6 その他条例に適合することを確認するため市長が必要と認める書類()											
※手数料				円				※領収印			

注1 ※の欄は、記入しないこと。

2 申請書及び添付書類は、それぞれ2部ずつ提出すること。

様式第2号(第4条関係)

屋外広告物等点検報告書

水戸市長	様		年 月 日
		報告者	住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電話番号
屋外広告物又は掲出物件の点検の結果について、次のとおり報告します。			
管 理 者 確 認 欄	住 所 氏 名 電 話		
	屋外広告業の登録等	年 月 日 第 号	
現 許 可	年 月 日	番 号	
	年 月 日	指 令 第 号	
	場 所		
	期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
点 検 日	年 月 日		
点 検 項 目	点 検 結 果	改 善 の 内 容	
取付(支持)部分の変形 又は腐食	良・要改善		
主要部分の変形又は腐食	良・要改善		
ボルト, ビス等のさび	良・要改善		
表示面の汚損, 退色又は剥離	良・要改善		
表 示 面 の 破 損	良・要改善		
照 明 装 置 の 破 損	良・要改善		
その他特に点検した箇所	良・要改善		

注 点検結果の欄は、該当する文字を○で囲んでください。

様式第3号(第4条関係)

屋外広告物表示等許可書

指令第 号		住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名
年 月 日付で申請のあった屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置に ついては、次のとおり許可します。		
年 月 日		
		水戸市長 印
許可の内容	種類	数量
	場所	
	期間	年 月 日 から 年 月 日まで
条件		

様式第4号(第5条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日	
水戸市長 様	住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電 話 番 号
下記の事項を変更したので、水戸市屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
現 許 可	年月日 年 月 日
	番号 指令第 号
変 更 す る 項 事	変更前
	変更後
変 更 理 由	

注 広告物管理者又は管理者要件に変更があった場合は、変更後の管理者要件を証する書面の写しを添付すること。

様式第5号(第6条関係)

屋外広告物等変更(改造)許可申請書

			※受付		
			年 月 日		
水戸市長 様		住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電 話 番 号			
水戸市屋外広告物条例第15条第1項の規定による屋外広告物又は掲出物件の変更(改造)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
変 更 (改 造) 物 件	種類	数量	変更(改造)予定年月日 年 月 日		
	変更内容				
	変更理由				
	現 許 可	年月日 年 月 日	番号 指令第 号		
		場 所			
期 間 年 月 日 ~ 年 月 日					
工事施工者	住 所 氏 名	電 話 () -			
添付書類 変更又は改造の内容を明らかにする図面 ()					
※手数料		円	※受領印		

注1 ※の欄は、記入しないこと。

2 申請書及び添付書類は、それぞれ2部ずつ提出すること。

様式第6号(第6条関係)

屋外広告物等変更(改造)許可書

指令第 号		住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名
年 月 日付で申請のあった屋外広告物又は掲出物件の変更(改造)については、次のとおり許可します。		
年 月 日		
		水戸市長 印
許可の内容	種類	数量
	変更内容	
条件		

様式第7号(第9条関係)

許 可 証 票

1.5センチメートル	第 号
1.0センチメートル	年 月 日
1.5センチメートル	水 戸 市

注1 「第 号」には、指令番号を記載すること。

2 「年 月 日」には、許可期間満了日を記載すること。

様式第8号(第9条関係)

許 可 印



注1 「第 号」には、指令番号を記載すること。

2 「年 月 日」には、許可期間満了日を記載すること。

自家広告物表示等届出書

							※受理
水戸市長 様 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電話番号						年 月 日	
広告景観整備地区における自家広告物等の表示又は設置について、水戸市屋外広告物条例第20条第2項の規定により次のとおり届け出ます。							
屋外広告物(掲出物件)の概要	種 類				数 量		
	表 示 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					表 示 場 所 (用途地域名)
	照明の有無	あり(内照式・外照式) ・ なし					
	光源の点滅	点滅あり ・ 点滅なし					
	表 示 内 容						色 彩
	位 置	道路・鉄道の敷地境界からの距離(路線名 から) メートル 信号機からの距離 メートル 道路標識からの距離 メートル					
	規 格	高 さ	縦	横	面 数	数 量	表示面積の合計
メートル		メートル	メートル			平方メートル	
地 域 区 分	禁止地域(第 種禁止地域)			許可地域(第 種許可地域)			
地 区 名 称	広告景観整備地区						
同一敷地内における既設の屋外広告物	数量			同一敷地内における表示面積の合計			平方メートル
添付書類 1 位置図 2 配置図(平面図) 3 表示面積、色彩及び意匠を明らかにした図面							

注 ※の欄は、記入しないこと。

様式第10号(第12条関係)

屋外広告物等除却(滅失)届出書

		年 月 日
水戸市長 様		住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電話番号 () —
屋外広告物又は掲出物件を除却(滅失)したので、水戸市屋外広告物条例第24条第2項の規定により次のとおり届け出ます。		
除却物件	種類	数量
	場所	
	許可年月日 年 月 日	許可番号 指令第 号
	除却年月日 年 月 日	
	理由	
※ 検査	年月日 年 月 日	担当者職氏名
	結果	

注 ※の欄は、記入しないこと。

表 示 書

これは

違 反 屋 外 広 告 物 (掲 出 物 件) で す。

水 戸 市

年 月 日

この屋外広告物の表示又は掲出物件の設置は、水戸市屋外広告物条例(平成22年水戸市条例第5号)に違反しています。

この表示書を破損した者は、刑法(明治40年法律第45号)により罰せられることがあります。

連絡先 水戸市都市計画部都市計画課

備考 は、赤色とする。

様式第12号(第14条関係)

保管屋外広告物等一覧簿

整理番号	保管した屋外広告物		放置されていた場所	除却した日	保管を始めた日	保管の場所	備考
	又は名称	又は種類					

様式第13号(第16条関係)

受 領 書

年 月 日

水戸市長 様

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

印

下記のとおり，屋外広告物又は掲出物件(現金)の返還を受けました。

記

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた屋外 広告物又は掲出物件	整理番号	
	名称又は種類	
	数 量	
返還を受けた金額		

様式第14号(第17条関係)

(表)
屋外広告業登録申請書

		※受付	※領収
水戸市長 様		年 月 日	
申請者		郵便番号	
		住 所	
		氏 名	
		(法人にあつては、主たる 事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)	
屋外広告業の登録(更新の登録)を受けたいので、水戸市屋外広告物条例第35条の2第1項(第3項)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。			
登録の区分	1 新規	登録番号	第 号
	2 更新	登録年月日	年 月 日
		登録満了日	年 月 日
氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)		
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒	TEL	
<input type="checkbox"/> 申請者が法人である場合			
法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名			
職名		氏 ふりがな 名	
<input type="checkbox"/> 申請者が未成年者である場合			
法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)			
氏名 (名称) ふりがな		住所 (所在地) 〒	TEL
法定代理人が法人である場合は、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名			
職名		氏 ふりがな 名	

(裏)

本市の区域を営業区域とする営業所の名称, 所在地並びに選任する業務主任者の氏名及びその資格			
名 称	所 在 地	業務主任者の氏名 ^{ふりがな}	業務主任者の資格
	〒 市		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 市		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 市		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 市		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()

【担当者連絡先】氏名 _____ 連絡先 _____

備考

- 1 「登録の区分」及び「業務主任者の資格」の欄については、それぞれ該当するものに○印を付すこと。
- 2 「登録番号」、「登録年月日」及び「登録満了日」の欄については、更新の登録の申請の場合にのみ記入すること。
- 3 「法人の役員の職名及び氏名」及び「法定代理人が法人である場合は、その役員の職名及び氏名」については、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者全員（監査役を除く。）について記入すること。
- 4 「本市の区域を営業区域とする営業所の名称, 所在地並びに選任する業務主任者の氏名及びその資格」の欄については、所在地が水戸市の区域内にあるかどうかにかかわらず、水戸市の区域内で営業する営業所全てについて記入すること。
- 5 記入の際、記入欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

誓約書

登録申請者は、水戸市屋外広告物条例第35条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

水戸市長 様

様式第 16 号 (第 17 条関係)

略 歴 書

現 住 所		〒		〒	
ふりがな 氏 名		生年 月日		年 月 日	
登録申請者との関係		本人・法人の役員・法定代理人（個人）・法定代理人（法人）の役員			
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名					

備考 「登録申請者との関係」欄については、該当するものを○で囲むこと。

様式第 17 号 (第 18 条関係)

屋外広告業者登録簿

登録番号	第 号	初回登録年月日	年 月 日
		現登録年月日	年 月 日
		有効期間満了日	年 月 日
ふりがな 氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)			
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒 ㊦		
法人である場合は、 役員の職名及び氏名	職 名		氏ふりがな 名
法定代理人の氏名及び住所 (法人である場合にあっては、 名称及び主たる事務所の所在地)	氏ふりがな 名(名称)		住所(所在地) 〒 ㊦
法定代理人が法人である 場合は、役員の職名及び氏名	職 名		氏ふりがな 名
本市の区域を営業区域とする営業所の名称、所在地並びに選任する業務主任者の氏名及びその資格			
名 称	所 在 地	業務主任者の氏名	業務主任者の資格
	〒 ㊦		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 ㊦		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 ㊦		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 ㊦		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()

様式第 18 号 (第 19 条関係)

屋 外 広 告 業 登 録 通 知 書

第 号 年 月 日	
様	
水戸市長 印	
年 月 日付で申請のあった屋外広告業の登録については、次のとおり水戸市屋外広告物条例第 35 条の 4 第 1 項の規定による登録をしたので、同条第 2 項の規定により通知します。	
登 録 年 月 日	年 月 日
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
登 録 番 号	水戸市屋外広告業 第 号
備 考	

様式第 19 号 (第 19 条関係)

屋外広告業登録拒否通知書

第 号 年 月 日	
様	
水戸市長 印	
年 月 日付で申請のあった屋外広告業の登録については、次の理由により登録を拒否したので、水戸市屋外広告物条例第 35 条の 5 第 2 項の規定により通知します。	
登録拒否の理由	
根拠条文	

審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 20 号 (第 20 条関係)

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

水戸市長 様		年 月 日	
届出者		郵便番号	
		住 所	
		氏 名	
		(法人にあつては、主たる 事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)	
水戸市屋外広告物条例第 35 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
登録年月日	年 月 日		
登録番号	第 号		
変更の区分 (右欄の該当事項に、 ○印を付けてください。)	1 登録者(個人)の氏名又は住所 2 登録者(法人)の名称、代表者氏名又は所在地 3 法人の役員の職名又は氏名 4 法定代理人(個人)の氏名又は住所 5 法定代理人(法人)の名称、所在地又は役員の氏名 6 営業所の名称又は所在地 7 業務主任者の氏名又は所属営業所		
変更年月日	変 更 前	変 更 後	

添付書類

- (1) 変更に係る者の住民票の写し又はこれに代わる書面(変更の区分 1, 3, 4, 5 又は 7 の場合に限る。)
- (2) 変更に係る者の略歴書(変更の区分 3, 4 又は 5 の場合に限る。)
- (3) 変更に係る法人の登記事項証明書(商業登記を変更する場合に限る。)(変更の区 2, 3, 5 又は 6 の場合に限る。)
- (4) 変更に係る業務主任者がその資格を有することを証する書面の写し(変更の区分 7 の場合に限る。)

様式第 21 号 (第 22 条関係)

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

水戸市長 様		年 月 日	
		届出者	郵便番号
			住 所
			氏 名
		(法人にあつては、主たる 事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)	
水戸市屋外広告物条例第 35 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
登録年月日		年 月 日	
登録番号		第 号	
届出の理由 (右欄の該当事項に、 ○印を付けてください。)		1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 2 及び 3 以外の理由による解散 5 廃止	
届出の理由が生じた日		年 月 日	
届出者と屋外広告業者であった者との関係 (右欄の該当事項に、 ○印を付けてください。)		1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人	

様式第 22 号 (第 23 条関係)

屋外広告物講習会受講申込書					
本籍					
現住所					
電話番号	() -				
ふりがな 氏名	年 月 日生				
希望する受講地					
受講手数料の支払を証する書面の貼付欄	<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>写 真</p> <p>上半身脱帽, 最近6か 月以内に撮影したもの</p> <p>6 cm × 4 cm</p> </div>				
講習会の一部免除申告					
資 格	該当 資格	取得年月日	交付番号	確認者及び印	
建築士法による 右記の者	一級建築士				
	二級建築士				
	木造建築士				
電気工事士法による電気工事士					
電気事業法による 右記免状の保有者	第一種電気主任技術者免状				
	第二種電気主任技術者免状				
	第三種電気主任技術者免状				
職業能力開発促進法 による右記の者	帆布製品科に係る 職業訓練指導員免許取得者				
	帆布製品製造に係る 技能検定合格者				
	帆布製品製造科に係る 職業訓練修了者				
	番号		年月日		

様式第 23 号 (第 23 条関係)

講習会修了者台帳

番号	氏名	本籍	住所	電話番号	修了証書 交付番号	講習会 修了日

様式第 24 号 (第 23 条関係)

第 号

屋 外 広 告 物 講 習 会 修 了 証 書

現 住 所

本 籍

氏 名

生年月日

上記の者は、水戸市屋外広告物条例第 35 条の 10 第 1 項の講習会を受講し、
その課程を修了した者であることを証する。

年 月 日

水戸市長

印

様式第 25 号 (第 25 条関係)

業務主任者資格認定申請書

年 月 日				
水戸市長 様		申請者 郵便番号		
		住 所		
		氏 名		
		電話番号		
水戸市屋外広告物条例第 35 条の 11 第 1 項第 5 号の規定による認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
屋外広告物の表示等の業務の責任者としての経歴	責任者としての経験		勤 務 先	
	年 月 (期 間)	役職名及び 業務内容等	ふりがな 名 称	所 在 地
屋外広告物の表示等の業務の責任者としての 5 年以上の経験の有無			有 ・ 無	
過去 5 年間に於ける条例その他の屋外広告物に関する法令違反の有無			有 ・ 無	

備考 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する業務の責任者としての経験を有することを証する書面を添付してください。

業 務 主 任 者 資 格 認 定 証

住 所

氏 名

上記の者は、水戸市屋外広告物条例第35条の11第1項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年 月 日

水戸市長

印

様式第 27 号 (第 26 条関係)

屋外広告業者登録票	
氏名又は名称 及び代表者の氏名	
登録番号	水戸市屋外広告業 第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

40センチメートル以上

35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

様式第 28 号 (第 26 条関係)

特例屋外広告業者届出済票	
氏名又は名称 及び代表者の氏名	
登録番号	水戸市特例屋外広告業 第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

← 40センチメートル以上 →

35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

様式第 29 号 (第 27 条関係)

注文者の商号, 氏名又は名称				
注文者の住所又は所在地				
屋外広告物の表示又は 掲出物件の設置の場所				
屋外広告物又は掲出物件	名称又は 種 類		数 量	
表示又は設置の年月日	年 月 日			
請負金額	円			

特例屋外広告業届出書

※受付 年 月 日		
水戸市長 様	届出者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)	
水戸市屋外広告物条例第 35 条の 16 第 3 項前段の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。		
※届出年月日	年 月 日	
※届出番号	水戸市特例屋外広告業 第 号	
茨城県屋外広告物条例 に基づく登録番号等	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
	有効期間満了日	年 月 日
氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒 Tel	
本市の区域を営業区域とする営業所の名称、所在地並びに選任する業務主任者の氏名及びその資格		
名 称	所 在 地	業務主任者の氏名 ^{ふりがな} 業務主任者の資格
	〒 Tel	1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 Tel	1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()

【担当者連絡先】氏名 _____ 連絡先 _____

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

添付書類

- (1) 茨城県屋外広告物条例第 23 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたことを証する書面
- (2) 業務主任者がその資格を有することを証する書面の写し

様式第 31 号 (第 28 条関係)

特例屋外広告業届出済通知書

第 号 年 月 日	
様	
水戸市長 印	
年 月 日付けの水戸市屋外広告物条例第 35 条の 16 第 3 項前段の規定による届出について、同条第 4 項の規定により特例屋外広告業者届出簿に記載したので、通知します。	
届 出 年 月 日	年 月 日
届 出 番 号	水戸市特例屋外広告業 第 号
備 考	

様式第 32 号 (第 29 条関係)

特例屋外広告業変更届出書

水戸市長 様		年 月 日	
届出者		郵便番号	
		住 所	
		氏 名	
		(法人にあつては、主たる 事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)	
水戸市屋外広告物条例第 35 条の 16 第 3 項後段の規定により、次のとおり届け出ます。			
届出年月日	年 月 日		
届出番号	水戸市特例屋外広告業 第 号		
変更の区分 (右欄の該当事項に、 ○印を付けてください。)	1 茨城県屋外広告物条例に基づく登録番号、登録年月日又は登録の有効期間 2 届出者(個人)の氏名又は住所 3 届出者(法人)の名称、所在地又は代表者の氏名 4 営業所の名称又は所在地 5 業務主任者の氏名又は所属営業所		
変更年月日	変 更 前	変 更 後	

備考 業務主任者を変更する場合は、その者が業務主任者としての資格を有することを証する書面の写しを添付してください。

様式第 33 号 (第 30 条関係)

特例屋外広告業廃止届出書

水戸市長 様		年 月 日	
届出者		郵便番号	
		住 所	
		氏 名	
		(法人にあつては、主たる 事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)	
水戸市屋外広告物条例第 35 条の 16 第 3 項後段の規定により、次のとおり届け出ます。			
届出年月日		年 月 日	
届出番号		水戸市特例屋外広告業 第 号	
届出の理由 (右欄の該当事項に、 ○印を付けてください。)		1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 2 及び 3 以外の理由による解散 5 廃止	
届出の理由が生じた日		年 月 日	
届出者と屋外広告業者であった者との関係 (右欄の該当事項に、 ○印を付けてください。)		1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人	

様式第 34 号 (第 31 条関係)

特例屋外広告業者届出簿

届出番号及び 茨城県の登録	届出第 号	届出年月日	年 月 日
	茨城県登録	茨城県登録年月日	年 月 日
	第 号	有効期間満了日	年 月 日
ふりがな 氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)			
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒 TEL		
本市の区域を営業区域とする営業所の名称，所在地並びに選任する業務主任者の氏名及びその資格			
名 称	所 在 地	業務主任者の氏名 <small>ふりがな</small>	業務主任者の資格
	〒 TEL		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 TEL		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 TEL		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()
	〒 TEL		1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()

様式第 35 号 (第 32 条関係)

屋外広告業者監督処分簿

処分を受けた(特例)屋外広告業者に関する事項	登録番号	(登録・届出)	初回登録年月日	年 月 日
		第 号	現登録年月日	年 月 日
			有効期間満了日	年 月 日
	住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	〒 〇〇〇〇〇〇		
ふりがな 氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者の氏名)				
本市の区域を営業 区域とする営業所 の名称及び所在地	名 称		所 在 地	
			〒 〇〇〇〇〇〇	
処分に関する事項	処分年月日及び 処分の期間	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで
	根拠となる 条例の条項			
	処分の原因と なった事実			
	備 考			

様式第 36 号 (第 33 条関係)

(表)

(裏)

<p>第 号</p> <p>屋外広告物立入検査員 身分証明書</p> <p>(写真)</p> <p>(勤務課所)</p> <p>(職・氏名)</p> <p>上記の者は、水戸市屋外広告物条例(平成 22年水戸市条例第5号)第37条第1項又は第 2項に規定する立入検査を行う職員であるこ とを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>水戸市長 印</p>	<p>8 セ ン チ メ ー ト ル</p>	<p>水戸市屋外広告物条例(抄) (立入検査等)</p> <p>第37条 市長は、この条例の施行に必要な限 度において、広告物表示者又は広告物管理 者から、報告若しくは資料の提出を求め、 又はその職員をして当該屋外広告物若しく は掲出物件の存する土地若しくは建物に立 ち入り、当該屋外広告物若しくは掲出物件 を検査させることができる。</p> <p>2 市長は、この条例の施行に必要な限度に おいて、本市の区域内で屋外広告業を営む 者に対し、その営業に関し、報告若しくは 資料の提出を求め、又はその職員をして第 35条の3第1項第2号の営業所その他営業 に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類 その他の物件を検査し、若しくは関係者に 質問させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員 は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者の請求があったときは、これを提示しな なければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査 の権限は、犯罪捜査のために認められたも のと解釈してはならない。</p>
<p>5センチメートル</p>		

様式第1号 (第4条関係)

(令4規則33・一部改正)

様式第2号 (第4条関係)

(令2規則18・令4規則33・一部改正)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

(令4規則33・一部改正)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第12条関係)

(令4規則33・一部改正)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第17条関係)

(令2規則18・全改, 令4規則33・一部改正)

様式第15号 (第17条関係)

(令2規則18・追加, 令4規則33・一部改正)

様式第16号 (第17条関係)

(令2規則18・追加, 令4規則33・一部改正)

様式第17号 (第18条関係)

(令2規則18・追加)

様式第18号 (第19条関係)

(令2規則18・追加)

様式第19号 (第19条関係)

(令2規則18・追加)

様式第20号 (第20条関係)

(令2規則18・追加, 令4規則33・一部改正)

様式第21号 (第22条関係)

(令2規則18・追加, 令4規則33・一部改正)

様式第22号 (第23条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第23号 (第23条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第24号 (第23条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第25号 (第25条関係)

(令 2 規則18・追加, 令 4 規則33・一部改正)

様式第26号 (第25条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第27号 (第26条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第28号 (第26条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第29号 (第27条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第30号 (第28条関係)

(令 2 規則18・追加, 令 4 規則33・一部改正)

様式第31号 (第28条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第32号 (第29条関係)

(令 2 規則18・追加, 令 4 規則33・一部改正)

様式第33号 (第30条関係)

(令 2 規則18・追加, 令 4 規則33・一部改正)

様式第34号 (第31条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第35号 (第32条関係)

(令 2 規則18・追加)

様式第36号 (第33条関係)

(令 2 規則18・追加)